

第3章 災害応急対策

第1節 防災関係機関の活動体制

1 計画の方針

国、県及び市町村を始めとした防災関係機関は、県内に津波災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、相互協力体制を構築し、被災者の救援救助を強力に推進する体制を整備する。

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

情報を収集し、危機の発生に即応し、迅速に初動対応を開始するため、危機管理対応方針の定めるところにより、本庁内に24時間の危機監視体制を整備する。

(2) 県の災害対策本部等の体制の整備

県内に津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、知事の指揮を受け、又は災害対策基本法、新潟県災害対策本部条例（昭和37年新潟県条例第43号）、新潟県災害対策本部規則（昭和41年新潟県規則第12号）及び新潟県危機管理対応方針に定めるところにより、次に掲げる組織のいずれかを設置する。

設置に当たっては、できるだけ浸水の危険性が低い場所に設置をするものとし、やむを得ず浸水のおそれがある場所に設置をする場合は、必要な津波対策を実施するものとする。

また、災害応急対策の活動にあたり、従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。

ア 新潟県災害対策本部（ただし、名称に災害名称を付することができる。以下「県災害対策本部」という。）

イ 県対策本部（ただし、名称に災害名称を付することができる。）

ウ 県警戒本部（ただし、名称に災害名称を付することができる。）

2 県災害対策本部等

(1) 県災害対策本部

ア 県災害対策本部等の組織及び運営

県災害対策本部等の組織・運営は、災害対策基本法、新潟県災害対策本部条例及び同規則に定めるほか、本編で定める。

なお、県災害対策本部等の要員配置の規模については、災害等の状況、規模等を勘案して本部長がその都度決定する。

イ 県災害対策本部の設置基準等

(ア) 県災害対策本部の設置基準

県災害対策本部の設置基準は次のとおりとする。なお、県災害対策本部を設置したときは、直ちに、その旨を本庁各課、県の地域振興局、市町村、消防本部、県警察本部、防災関係機関、新潟県防災会議構成機関、災害時相互応援協定締結都道府県及び総務省消防庁に連絡するとともに、報道発表する。県災害対策本部を解散したときも同

様とする。

- a 新潟県の沿岸地域に大津波警報が発表されたとき
- b 新潟県の地域において、地震により震度6弱以上の揺れが観測されたとき
- c 知事が必要と認めたとき

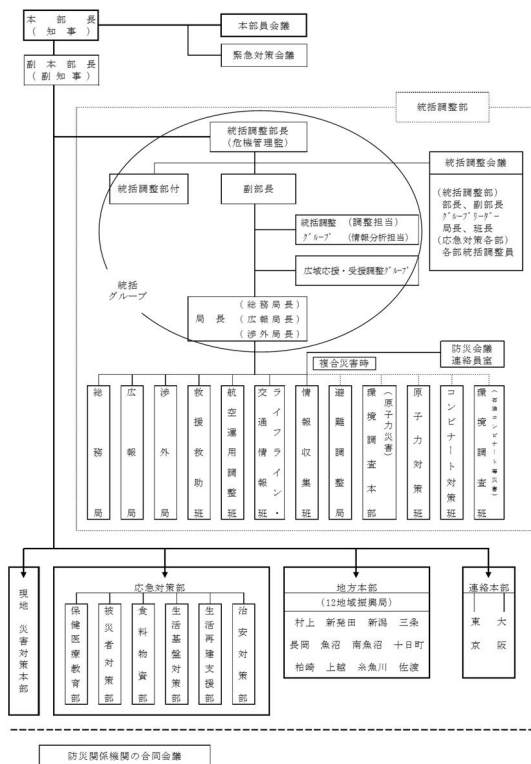
(イ) 県災害対策本部の解散基準

- a 津波災害の発生のおそれが解消したとき
- b 災害応急対策がおおむね完了したとき
- c その他本部長が必要ないと認めたとき

ウ 県災害対策本部の設置場所

県災害対策本部は、新潟県庁西回廊危機管理センターに設置する。ただし、知事が別に県災害対策本部の設置場所を指示した場合は、この限りでない。

県災害対策本部の組織図



エ 県災害対策本部の編成

県災害対策本部の編成については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第1節」の『本部（本庁）の組織、運営等』を準用する。

オ 県災害対策本部の分掌事務

県災害対策本部の統括調整部及び応急対策部各部の分掌事務は、「新潟県地域防災計画 資料編 災害応急対策計画」の『1-(2)災害対策本部と既存部課の関係』のとおりとする。

カ 本部会議の開催

県災害対策本部に本部会議を置き、本部長は、災害対策に関する重要事項を協議するため必要があると認めるときは、本部会議を招集することができる。

本部会議は、本部長、副本部長及び災害対策本部員をもって構成し、本部長が主宰する。なお、災害対策本部員は、各部の部長をもって充てる。

本部会議の協議事項は、次に掲げる事項とする。

- a 県内市町村の災害の状況及び災害応急対策の実施状況に関する事項
- b 災害応急対策等の実施に関する基本的事項又は重要事項
- c 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項
- d 公用令書による公用負担に関する事項
- e その他災害応急対策上、本部長が重要と認める事項

キ 防災会議連絡員室の設置

(ア) 県災害対策本部を設置したときは、防災会議連絡員室を県災害対策本部に設置する。

(イ) 県防災会議構成機関は、必要に応じて、職員を防災会議連絡員室に派遣し、県災害対策本部と協働して応急対策を実施する。

ク 地方本部、連絡本部及び現地災害対策本部の設置等

(ア) 地方本部の設置等

本部長は、県内各地域で災害が発生し、県の地域機関が災害対策に対処する必要があると認めるときは、県災害対策本部に地方本部を設置することができる。

地方本部は、地域振興局単位に設置する。地方本部の設置場所及び所管区域は、「新潟県地域防災計画 資料編 災害応急対策計画」の『1-(7)地方本部の所管区域』のとおりとする。

地方本部長は、各地域振興局長をもって充て、地方副本部長は各地域振興局企画振興部長をもって充てる。

地方本部に班を置き、各班に班長、副班長及び班員を置く。

各班の班長、副班長及び班員は、地方本部長となる地域振興局長があらかじめ指名する。

地方本部の組織及び分掌事務は、「新潟県地域防災計画 資料編 災害応急対策計画」の『1-(8)地方本部・連絡本部の組織及び分掌事務基準』のとおりとする。

(イ) 現地災害対策本部の設置等

本部長は、津波の被災地における人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

現地本部は、被災地の災害応急対策の実施に適した場所に設置することができる。

現地本部長及び現地本部員は、本部長が指名する。現地本部長は、本部長の指揮を受け、現地本部の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督する。

(ウ) 連絡本部の設置等

本部長は、津波災害に関して国及びその関係機関との連絡、情報収集、災害対策用物資の調達等を行うため必要と認めるときは、連絡本部を設置することができる。

連絡本部は、東京事務所及び大阪事務所に設置する。

連絡本部長はそれぞれ東京事務所長及び大阪事務所長をもって充て、連絡副本部長はそれぞれ東京事務所長又は大阪事務所長を補佐する職にある職員をもって充て、連絡副本部長は連絡本部長を補佐し、連絡本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

連絡本部長は、本部長の指揮を受け、連絡本部の事務を掌理し、連絡本部の職員を指揮監督する。

(2) 県対策本部

ア 県対策本部の設置基準等

(ア) 県対策本部の設置基準

県対策本部の設置基準は次のとおりとする。なお、県対策本部を設置したときは、直ちに、その旨を本庁各課、県の地域振興局、市町村、消防本部、県警察本部、防災関係機関、新潟県防災会議構成機関、災害時相互応援協定締結都道府県及び総務省消防庁に連絡するとともに、報道発表する。県対策本部を解散したときも同様とする。

- a 県内で津波により災害が発生し、災害対策基本法に基づく災害対策本部の設置には至らないものの、全庁的な対応が必要と知事が認めたとき

(イ) 県対策本部の解散基準

- a 災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置されたとき
- b 津波災害の発生のおそれが解消したとき
- c 災害応急対策がおおむね完了したとき
- d その他本部長が必要なしと認めたとき

イ 県対策本部の組織及び編成

県対策本部の組織は、本編のほか、新潟県危機管理対応方針の定めるところによるものとする。

県対策本部に、本部長、副本部長及び本部員を置き、本部長が副本部長及び本部員を指名するものとする。

ウ 県対策本部の分掌事務

県対策本部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (ア) 津波による被害情報の収集及び関係部局並びに関係機関への情報提供
- (イ) 応急対策の検討、調整及び実施
- (ウ) 関係機関との連絡調整
- (エ) 報道機関への情報提供
- (オ) その他地震・津波対応に必要な事務

エ 本部会議等の開催

県対策本部に本部会議及び本部課長会議を置き、本部長は、災害対策に関する重要事項を協議するため必要があると認めるときは、本部会議又は本部課長会議を招集することができる。

本部会議は本部長、副本部長及び本部員をもって、本部課長会議は危機管理監及び本部長が指定する課の課長をもってそれぞれ構成し、本部会議は本部長が、本部課長会議は危機管理監がそれぞれ主宰する。

(3) 県警戒本部

ア 県警戒本部の設置基準等

(ア) 県警戒本部の設置基準

県警戒本部の設置基準は次のとおりとする。なお、警戒本部を設置したときは、直ちに、その旨を本庁各課、県の地域振興局、市町村、消防本部、県警察本部、防災関係機関、新潟県防災会議構成機関、災害時相互応援協定締結都道府県及び総務省消防庁に連絡するとともに、報道発表する。県警戒本部を解散したときも同様とする。

- a 新潟県の沿岸地域に津波警報又は津波注意報が発表されたとき
- b 新潟県の地域において、地震により震度5強又は5弱の揺れが観測されたとき
- c 危機管理監又は主たる対応部局長（以下「本部長」という。）が必要と認めたとき

(イ) 県警戒本部の解散基準

- a 県災害対策本部又は県対策本部が設置されたとき
- b 本部長が、被害が軽微、又は発生しなかったことから、災害応急対策の必要がないと確認したとき
- c その他本部長が必要なしと認めたとき

イ 県警戒本部の組織及び編成

県警戒本部の組織は、本編のほか、新潟県危機管理対応方針の定めるところによるものとする。

県警戒本部に、本部長、副本部長及び本部員を置き、本部長が副本部長及び本部員を指名するものとする。

ウ 県警戒本部の分掌事務

県警戒本部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (ア) 津波による被害情報の収集及び関係部局並びに関係機関への情報提供
- (イ) 関係機関との連絡調整
- (ウ) 報道機関への情報提供
- (エ) その他地震・津波対応に必要な事務

3 防災関係機関の活動体制

防災関係機関の活動体制については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第1節」の『防災機関の活動体制』を準用する。

4 市町村の活動体制

市町村は、当該市町村の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一的な防災機関として、関係法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところに

より、県、他の市町村、指定地方行政機関、当該市町村内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

(1) 組織及び活動体制

市町村は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害対応に従事する職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておく。

(2) 市町村災害対策本部等の設置の報告等

市町村は、災害対策本部、対策本部又は警戒本部（以下「市町村災害対策本部等」という。）を設置したときは、直ちにその旨を県に報告するとともに、警察署、消防本部、消防団及び水防団等関係機関に対しても連絡する。また、市町村災害対策本部等を解散したときも、同様とする。

第2節 県及び防災関係機関の配備体制

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 県の責務

(ア) 平日夜間・休日の宿直及び警戒対応

県は、平時から24時間宿直体制を実施し、災害等発生時に備えるとともに、大規模な災害が発生した場合は、迅速に各部局及び地域機関等に連絡し、必要な職員を配備する。

(イ) 災害発生時の迅速な初動対応の実施

配備体制については、あらかじめ登庁職員を指定することにより、迅速な職員配備を行う。登庁基準及び登庁職員は、「資料編」災害応急対策計画「1（10）津波発生時の登庁基準」のとおりとする。

(2) 被災地及び積雪地域での対応

被災地や降雪期における災害時は、職員本人の被災や交通途絶等により、登庁が困難な状況が予想されることから、庁舎からの距離などを考慮し、登庁職員の指定を行う。また、登庁が不可能若しくは困難な職員は、電話等でその旨を所属長に報告し、その後の指示を受けるものとする。

2 業務の内容

(1) 勤務時間内における対応

ア 県内沿岸において津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表された場合又は県内において震度4以上を観測した場合

危機対策課は、庁内連絡（本庁）や一斉FAX（地域振興局等）により、関係する所属は直ちに職員を警戒配備につかせるとともに、被害状況の収集、県民生活への影響等の情

報収集や、関係機関との災害関連情報の交換並びに必要な応じ災害危険箇所のパトロール等を実施する。

(2) 勤務時間外における対応

警戒対応について、地震等発生時に迅速な初動対応を行うため、本庁において職員 2 名（正規職員 1 名 委託事業者 1 名）が宿日直対応を行う。

ア 県内沿岸において津波注意報、津波警報及び大津波警報が発表された場合又は県内において震度 4 以上を観測した場合

宿日直職員等は、速やかに市町村や消防本部、防災関係機関から被害状況等を収集するとともに、各部局連絡指令者及び地域連絡指令者に対し、本庁各部局及び地域機関の配備体制に係る指定職員の配備をするよう連絡する。

配備連絡を受けた各部局連絡指令者及び地域連絡指令者は、各配備指定職員に対し登庁の連絡を行う。

3 防災関係機関の配備体制について

防災関係機関の職員配備体制及びその運用については、それぞれの機関が定める計画による。

第 3 節 防災関係機関の相互協力体制

防災関係機関の相互協力体制については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 3 節」を準用する。

この場合において、「第 3 章第 11 節」とあるのは「第 3 章第 10 節」に、「第 3 章第 13 節」とあるのは「第 3 章第 12 節」に、「第 3 章第 16 節、第 17 節」とあるのは「第 3 章第 15 節、第 16 節」とそれぞれ読み替えるものとする。

第 4 節 災害時の通信確保

災害時の通信確保については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 4 節」を準用する。

第 5 節 被災状況等収集伝達計画

被災状況等収集伝達計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 6 節」を準用する。

第6節 広報計画

広報計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第7節」を準用する。

第7節 津波避難計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 迅速な避難

強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。また、津波警報が発表されたときも、同様とする。

避難にあたっては、徒歩によることを原則にしつつ、状況に応じて車避難を選択できるよう、最適かつ安全な避難方法を地域ごとに検討していく。

自ら率先した避難行動を取ることが、他の地域住民の避難を促すことを理解し、迅速に避難する。その際、声掛けをするなどして、避難を促すよう努める。

イ 津波に対する理解

津波は、第一波より第二波、第三波など後続の波が大きくなる可能性があることや、第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、津波が発生後、数時間から場合によっては一日以上にわたって継続する可能性があることを理解するとともに強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性などにも留意し、津波警報、津波注意報が解除されるまでは避難を継続する。

また、日本海側で発生する津波は、地震の規模に比べて波が高く、震源から沿岸までの距離が近いこと、到達までの時間が短いという特徴があることや、波が大陸に跳ね返り、何度も押し寄せることにより、長時間警戒を続けなければならない可能性があることに留意する。

ウ 津波に関する想定及び予測の不確実性

地震及び津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があることや、避難場所・避難所の孤立や避難場所・避難所自体の被災もあり得ることから、津波に関する想定及び予測には不確実性があることを理解する。

エ その他

地震又は津波の被害により孤立した住民を、ヘリコプター又はボートを活用して避難させる。

(2) 要配慮者に対する配慮及び積雪期の対応

要配慮者に対する配慮及び積雪期の対応については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第8節」の『要配慮者に対する配慮』及び『積雪期の対応』を準用する。

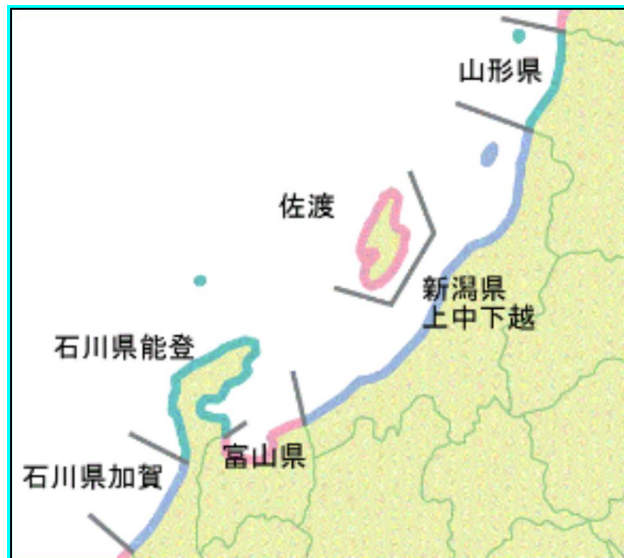
2 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」といった、災害を具体的にイメージできる表現を用いて発表し、非常事態であることを伝える。また、避難の継続や応急活動を支援するため、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることに加えて、津波の今後の見通し等についても伝達・解説する。なお、予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

新潟県の津波予報区



津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 ※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
-------	---	----------------------------	---------	---

※大津波警報を特別警報に位置づけている。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波警報等の留意事項

- ア 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- イ 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さを基に、更新する場合がある。
- ウ 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- エ どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。
また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- オ 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

3 津波情報

(1) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容

各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ア 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- イ 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(全ての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ア 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- イ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観

測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

ウ 沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

エ 沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値※)の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(2) 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

(ア) 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(イ) 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

(ア) 津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

(イ) 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

(ア) 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

(イ) 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

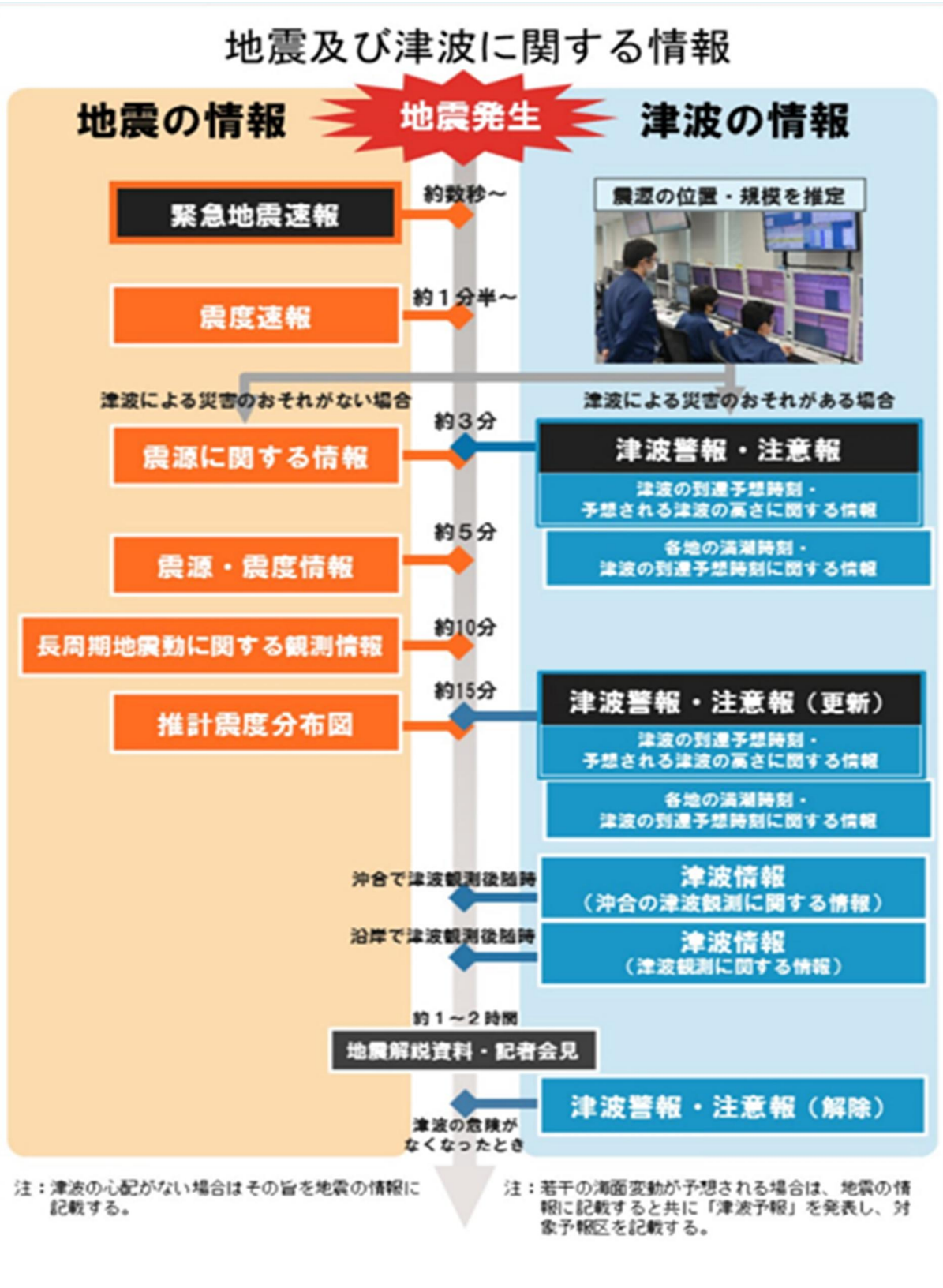
4 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準とその内容

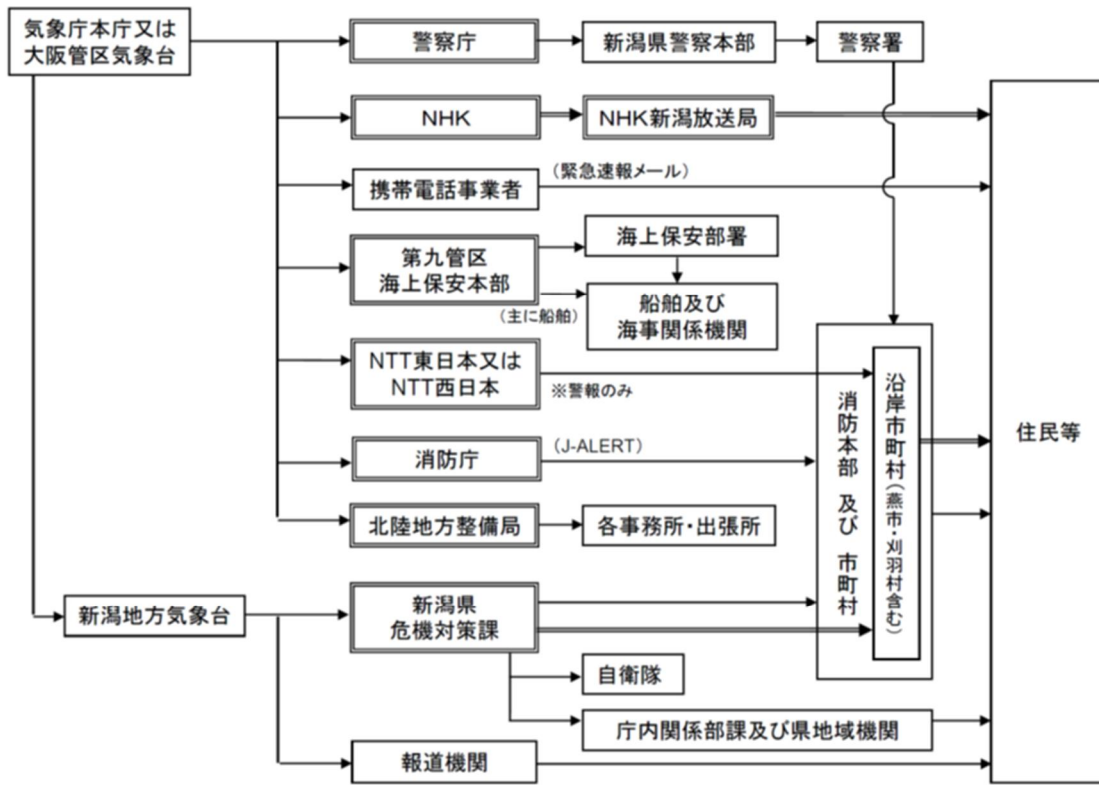
	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

5 地震及び津波に関する情報発表の流れ



6 業務の内容

(1) 津波警報等の伝達



※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
 注)二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
 注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

※大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象庁から緊急速報メールを携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

ア 市町村

市町村は、津波警報等の伝達を迅速かつ正確に、住民、観光客等に伝達する。

伝達に際しては、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ（ケーブルテレビを含む）、有線放送、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ、広報車等の多様な情報伝達手段を活用して行うものとする。

イ 県

県は、県防災行政無線その他の方法により、市町村に伝達するほか、防災関係機関に伝達する。伝達に際しては、新潟県地域防災計画風水害対策編第3章第4節気象情報等伝達計画に準じて行うものとする。

また、土砂災害緊急情報及び土砂災害警戒情報の伝達については、新潟県地域防災計画土砂災害対策編第3章第1節を準用する。

ウ その他防災関係機関

その他防災関係機関は、新潟県地域防災計画風水害対策編第3章第4節気象情報等伝達計画に準じて、関係機関等に対して情報伝達を行う。

(2) 避難指示等の実施

ア 市町村

- (ア) 市町村は、地震の規模、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項並びに予報及び警報の伝達方法、避難場所その他の地震が発生した時の円滑な避難を確保するために必要な事項について、公表するよう努めるものとする。
- (イ) 市町村は、地域の特性等を踏まえつつ、避難指示等の意思決定を迅速かつ的確に実施するため、避難指示等の具体的な判断基準を策定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。
- (ウ) 市町村は、地震又は津波が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を津波等から保護し、津波等の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。)に対し、避難のための立退きを指示することができる。このとき、必要があると認めるときは、その立退き先を指示することができる。市町村は、これらの指示を行ったときは、速やかに県に報告するものとする。
- (エ) 市町村は、必要と認める地域の居住者等に対して、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置(以下「緊急安全確保」という。)を指示することができる。市町村は、これらの指示を行ったときは、速やかに県に報告するものとする。
- (オ) 市町村は、避難指示を発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し、助言を求めることができる。また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。
- (カ) 市町村は、避難の必要がなくなったときは、その旨を公示し、県に報告する。
- (キ) 市町村は、避難指示等の発令に当たっては、居住者等が短時間に認識できる情報量を考慮して定め、伝達例文やひな形を整理するなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。このとき、高齢者や障害者等の避難行動要支援者や一時滞在者に配慮するものとする。
- (ク) 市町村は、避難指示又は緊急安全確保措置を指示しようとするときは、居住者等に対して、市町村防災行政無線(戸別受信機を含む)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ(ケーブルテレビを含む)、有線放送、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ワンセグ、広報車等の多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図るものとする。
- (ケ) 市町村は、地震又は津波が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき

は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(コ) 市町村は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

イ 県

(ア) 県は、地震の規模、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項を、公表するよう努めるものとする。

(イ) 県は、市町村が行う発令基準の策定や見直しを支援するものとする

(ウ) 県は、市町村が行う避難指示又は緊急安全確保の指示に関し、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、積極的に助言する。

(エ) 県は、市町村が実施すべき避難の指示等を実施できなくなった場合、市町村に代わって、避難の指示等を実施するものとする。

ウ その他防災関係機関等

市町村による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村から要求があったとき、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に避難のための立退きを指示することができる。立退き先を指示したときは、直ちに市町村に通知するものとする。

水防管理者は、津波によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示することができる。

指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕の長又は指定地方行政機関の長は、市町村から避難指示又は緊急安全確保を指示しようとする場合に助言を求められたときは、その所掌事務に関して必要な助言をするものとする。

(3) 避難誘導及び救助

ア 市町村

(ア) 市町村は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民や自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、具体的かつ実践的な避難行動に関する計画の策定を推進し、併せて、消防団員等の避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、気象庁が発表する津波の第一波の到達予測時刻までの行動ルール、待避の判断基準も定めるものとする。

(イ) 市町村は、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、気象庁が発表する津波の第一波の到達予測時刻も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行うものとする。

(ウ) 市町村は、津波警報又は津波注意報が発表された場合、若しくは津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難指示等を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、対象者にもれなく実施し、避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい伝達及び避難誘導に心がけるものとするほか、配慮に当たっては、新潟県地域防災計画震災対策編第3章第8節住民等避難計画に定めるところによる。

イ 県

- (ア) 県は、市町村が策定すべき津波避難計画に係る指針を策定する。
- (イ) 県は、市町村における津波避難計画策定及び避難訓練の実施を支援する。

(4) 避難所の確保

ア 市町村

- (ア) 市町村は、発災時に必要に応じて、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- (イ) 市町村は、避難所の開設が必要な場合、市町村地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、避難所を開設する。
- (ウ) 市町村は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置し、維持することの適否を検討するものとする。

イ 県

県は、市町村からの報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、必要に応じて支援及び調整を行う。

(5) 避難所相互の移送

市町村は、避難場所から避難所・福祉避難所等に移送するときのルール化及びその移送方法を検討する。

(6) 広域避難対策

ア 市町村

市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等により、当該市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該受入れに係る協議を求める。

この際、被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

イ 県

- (ア) 県は、市町村からの協議の要請があった場合、他の都道府県と被災者の受入れ等に関する協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。
- (イ) 県は、市町村から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる自治体及び当該自治体における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言を行うものとする。

(7) 帰宅困難者対策

県及び市町村は、津波等の災害により交通が途絶したときは、帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、必要な帰宅困難者対策に努

める。

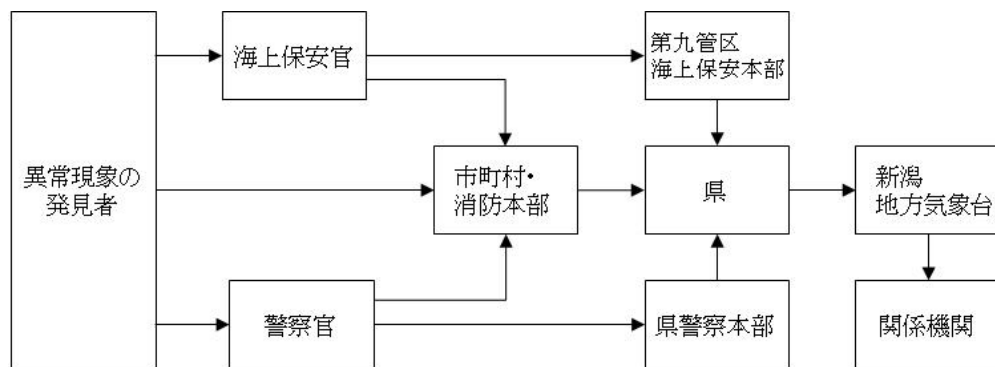
(8) 津波に係る現場情報

異常潮位又は異常波浪の発見者は、直ちに、市町村、消防本部、警察官又は海上保安官に通報する。

この場合、市町村及び消防本部が受けたときは県に、警察官及び海上保安官が受けたときは市町村を経由して県に、速やかに通報する。

県は、速やかに新潟地方気象台に通報する。

異常現象発見者の通報系統図



第8節 避難所運営計画

避難所運営計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第9節」を準用する。

第9節 避難所外避難者の支援計画

避難所外避難者の支援計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第10節」を準用する。

第10節 自衛隊の災害派遣計画

自衛隊の災害派遣計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第11節」を準用する。

第11節 輸送計画

輸送計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第12節」を準用する。
なお、佐渡島及び粟島（以下「離島」という。）並びに浸水等により孤立した地域等については、船舶、ヘリコプター又は航空機等を利用した輸送を行う。

第12節 警備・保安及び交通規制計画

警備・保安及び交通規制計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第13節」を準用する。

第13節 海上における災害応急対策

海上における災害応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第14節」を準用する。

第14節 災害時の空港運用及び航空管制

災害時の空港運用及び航空管制については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第15節」を準用する。

第15節 消火活動計画

消火活動計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第16節」を準用する。

第16節 救急・救助活動計画

救急・救助活動計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第17節」を準用する。

第 17 節 水防活動計画

1 計画の方針

津波又は地震により、堤防、護岸、水門、樋管など、河川、海岸又はため池等の施設に被害が生じ、又は生じるおそれがあるときで、水防活動を行う必要がある場合、市町村（水防管理団体）及び県は必要な措置をとるものとする。

このとき、水防活動に従事する者の避難時間の確保など、安全を確保した上で、避難誘導及び水防活動を実施しなければならない。

2 業務の内容

津波に対する水防活動については、水防計画の定めるところによる。

3 水防警報及び水防情報の提供を行う河川

水防警報及び水防情報の提供を行う河川については、水防計画の定めるところによる。

第 18 節 医療救護活動計画

医療救護活動計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 18 節」を準用する。

第 19 節 防疫及び保健衛生計画

防疫及び保健衛生計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 19 節」を準用する。

第 20 節 こころのケア対策計画

こころのケア対策計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 20 節」を準用する。

第 21 節 児童生徒等に対するこころのケア対策計画

児童生徒等に対するこころのケア対策計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 21 節」を準用する。

第 2 2 節 廃棄物の処理計画

廃棄物の処理計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 22 節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 22 節」中「地震発生」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

第 2 3 節 トイレ対策計画

トイレ対策計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 23 節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 23 節」中「地震発生」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

第 2 4 節 入浴対策計画

入浴対策計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 24 節」を準用する。

第 2 5 節 食料・生活必需品等供給計画

食料・生活必需品等供給計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 25 節」を準用する。

なお、離島及び浸水等により孤立した地域等については、船舶、ヘリコプター又は航空機等を輸送手段として利用し、必要な食料、飲料水、生活必需品等その他物資等の供給を行う。

第 2 6 節 要配慮者の応急対策

要配慮者の応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 26 節」を準用する。

第 2 7 節 建物の応急危険度判定計画

建物の応急危険度判定計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 27 節」を準用する。

第 2 8 節 宅地等の応急危険度判定計画

宅地等の応急危険度判定計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 28 節」を準用する。

第 2 9 節 学校における応急対策

学校における応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 29 節」を準用する。

第 3 0 節 文化財応急対策

文化財応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 30 節文化財応急対策」を準用する。

第 3 1 節 障害物の処理計画

障害物の処理計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 31 節」を準用する。

第 3 2 節 遺体等の捜索・処理・埋葬計画

遺体等の捜索・処理・埋葬計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 32 節」を準用する。

第 3 3 節 愛玩動物の保護対策

愛玩動物の保護対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 33 節」を準用する。

第 3 4 節 災害時の放送

災害時の放送については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 34 節」を準用する。

第 3 5 節 公衆通信の確保

公衆通信の確保については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 35 節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 35 節」中「地震災害」とあるのは「地震又は津波災害」と読み替えるものとする。

第 3 6 節 電力供給応急対策

電力等供給応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 36 節」を準用する。

第 3 7 節 ガスの安全、供給対策

ガスの安全、供給対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 37 節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 37 節」中「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき」と読み替えるものとする。

第 3 8 節 給水・上水道施設応急対策

給水・上水道施設応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 38 節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 38 節」中「震災時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき」と、「地震」とあるのは「地震又は津波」とそれぞれ読み替えるものとする。

第 3 9 節 下水道等施設応急対策

下水道等施設応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 39 節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 39 節」中「地震」とあるのは「地震又は津波」と、「地震発生」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

第 4 0 節 工業用水道施設応急対策

工業用水道施設応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 40 節」を準用する。

第 4 1 節 危険物等施設応急対策

危険物等施設応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 41 節」を準用する。

第 4 2 節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策

道路・橋梁・トンネル等の応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第 3 章第 42 節」を準用する。

第43節 港湾・漁港施設の応急対策

港湾・漁港施設の応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第43節」を準用する。

第44節 空港の応急対策

空港の応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第44節」を準用する。

第45節 鉄道事業者の応急対策

鉄道事業者の応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第45節」を準用する。

第46節 治山・砂防施設等の応急対策

治山・砂防施設等の応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第46節」を準用する。

第47節 河川・海岸施設の応急対策

河川・海岸施設の応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第47節」を準用する。

第48節 農地・農業用施設等の応急対策

農地・農業用施設等の応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第48節」を準用する。ただし、津波発生時において点検及び報告する施設は、津波浸水区域内の施設等を対象とする。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第48節」中「地震発生直後の地震情報」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時の気象情報」と読み替えるものとする。

第49節 農林水産業応急対策

農林水産業応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第49節」を準用する。

第50節 商工業応急対策

商工業応急対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第50節」を準用する。

第51節 応急住宅対策

応急住宅対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第51節」を準用する。

ただし、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第51節」中、4業務の内容(6)住宅建設資材のあっせんの項においては次表のとおりとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(6) 住宅資機材のあっせん

実施主体	対応	協力依頼先
県	新潟木材組合連合会と協議し、被災地の近隣製材工場に対し製材品の供給要請を行う。 また、原木の在庫備蓄量の把握を行うとともに、新潟県森林組合連合会及び木材輸入商社・卸に対して木材の供給要請を行うほか、必要により隣接県に対して木材及び製材品の供給あっせん要請を行う。 応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合は、必要に応じて、非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。）を通じて、又は資機材関係省庁（防災基本計画第3編第2章に定める「資機材関係省庁」をいう。）	新潟木材組合連合会 新潟県森林組合連合会 木材輸入商社・卸 隣接県 非常本部等 資機材関係省庁

第52節 ボランティアの受入れ計画

ボランティアの受入れ計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第52節」を準用する。

第53節 義援金の受入れ・配分計画

義援金の受入れ・配分計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第53節」を準用する。

第54節 義援物資対策

義援物資対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第54節」を準用する。

第55節 災害救助法による救助

災害救助法による救助については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第55節」を準用する。